

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコルについて

【目的】

- ・診療科外来での至急の疑義照会を減らし処方医の負担を低減する
- ・保険薬局での患者さんの待ち時間短縮を図る
- ・保険薬局での服薬指導の実施、薬学的ケアの充実を図る

【手順】

- ・保険薬局に対し事前にプロトコル内容を説明し理解を得る
- ・合意書を2部提出してもらい、病院の印を押印した上で1部返却する

【運用】

- ・保険薬局：プロトコルに沿って処方を変更した場合は専用の疑義照会票にて診療科に連絡する
- ・診療科：処方が変更となった場合、診療科で処方を修正する
- ・薬剤部：報告書、修正内容を確認する

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル 第3版

1. 原則

先発医薬品で「変更不可」にチェックがある場合は変更不可である
保険適応、適応症、用法用量を遵守した変更のみを認める
安全性、有効性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る
患者さんに十分説明し了解を得ること（特に負担額が変わる場合）
麻薬・抗がん剤は対象外とする（例外があればその都度連絡する）

2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更した場合は、プロトコルに基づく変更報告書に変更内容と疑義照会不要項目番号を記載し
FAXで報告すること
後発品から後発品への変更は、お薬手帳に記載すれば報告不要である

3. 疑義照会不要項目

- ①成分が同一の銘柄変更
先発品 → 先発品、後発品 → 先発品も可
- ②剤型の変更
用法用量が変わらないものを認める
(例) 普通錠 → OD錠
(例) 散剤 → 錠剤

- (例) 細粒 → 末
外用剤の基剤の変更は認めない
クリーム → 軟膏、軟膏 → クリームなどは不可
但し、ヘパリン類似物質外用液における「乳剤性」と「水性」の変更については疑義照会不要とする
- ③湿布・軟膏の規格
総量が同じである場合
(例) 湿布 7枚入り5袋 → 5枚入り7袋
(例) 軟膏 5g 2本 → 10g 1本
- ④別規格がある場合の処方規格の変更
安定性、利便性の向上につながるもの
(例) 5mg 2錠 → 10mg 1錠
(例) 10mg 0.5錠 → 5mg 1錠
- ⑤一包化指示
一包化指示がないものを一包化する場合
患者の希望があつて、アドヒアラנס向上の目的に限る
安定性には十分配慮すること
一包化指示があるものを一包化しない場合
患者の希望があつて、コンプライアンス維持可能な場合に限る
- ⑥漢方薬、ドンペリドン、メトクロプラミドの食後投与
食前への変更可とする
ただし食後の服用も可能である旨を指導すること
- ⑦BP剤、DPP-4阻害薬ウイークリー製剤の処方日数
連日投与の指示があった場合添付文書記載のインターバルにする
他剤の処方日数に合わせる
- ⑧隔日投与、週3回投与などの指示のある薬剤の処方日数
患者さんに指示の確認がとれた場合に限る
他剤の処方日数に合わせる
- ⑨粉碎指示のある薬剤の簡易懸濁への変更
安定性等の製剤の特性上問題のない場合
簡易懸濁の方法を指導し、患者の理解を得ること

4. 疑義照会簡素化プロトコルに関する問い合わせ先

静岡県立総合病院薬剤部 医薬品情報室

5. 時間外等で当院薬剤師が保険薬局から疑義照会を取り次いだ場合の対応

FAXコーナーの業務時間外等であつて当院薬剤師が保険薬局から疑義照会を取り次いだ場合、疑義照会元の保険薬局と当院との間での合意の有無に関わらず、疑義照会内容が本プロトコルの「3. 疑義照会不要項目」に合致する場合においては、当院薬剤師は処方医に確認することなく本プロトコル

に基づき変更可の旨を保険薬局に回答することができる。なお、合意していない保険薬局においては、変更する場合の条件（例えば、⑥漢方薬、ドンペリドン、メトクロプラミドの食後投与では、ただし食後の服用も可能である旨を指導することが条件である）を知り得ないので、当院薬剤師は回答する際に必要な注意事項を説明する。

2020.10.13 第1版

2023.12.22 第2版

2025.12.23 第3版